

芝東第3土地区画整理事業

区画整理通信



きゅぼらん

令和7年5月 第13号

発行：西部土地区画整理事務所
川口市大字伊刈200番地
電話 048-266-6600

日頃から土地区画整理事業にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
事業の状況をお知らせするため区画整理通信を発行いたします。

☆ 事業の概要および進捗状況

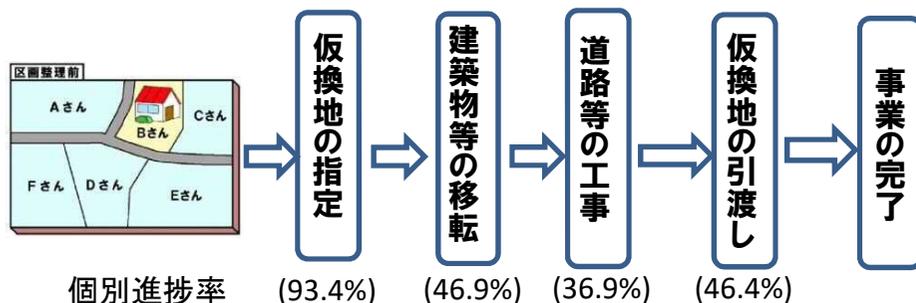
【事業の概要】

- ◎ 事業名称 川口都市計画事業芝東第3土地区画整理事業
- ◎ 施行者 川口市
- ◎ 事業認可 平成7年12月20日
- ◎ 施行期間 平成7年12月20日から令和27年3月31日まで
- ◎ 施行面積 63.2ヘクタール
- ◎ 総事業費 約237億円

【進捗状況】

総合進捗率 48.7%

《土地区画整理事業の流れ》



☆ 事前に申請が必要な事項

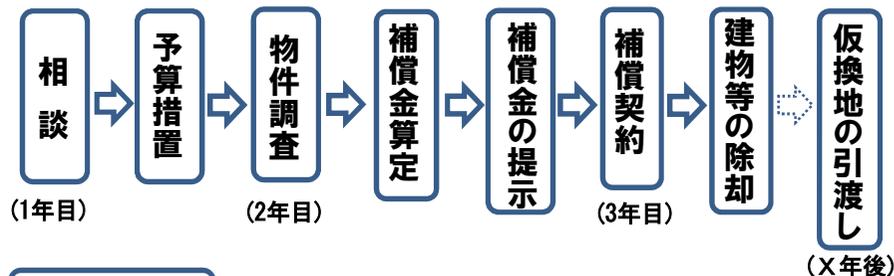
- ◎土地区画整理法第76条申請 建築物の新・改増築および工作物等の設置をする場合
- ◎道路掘削申請 道路を掘削する場合
- ◎証明書 仮換地証明書、底地証明書、保留地証明書等
- ◎従前地分筆、仮換地分割

☆ 保留地の名義変更のお願い

◎区画整理地内の土地の売買や相続などにより保留地を取得した場合は名義変更の手続きが必要となります。保留地は法務局(登記所)で名義変更の手続きはできませんので、区画整理事務所で名義変更の手続きをお願いいたします。

☆ 先行補償について

◎区画整理事業により移転の予定となっているが移転の時期が未定であり現在の土地・建物等を使用する見込みがない場合に、先行して物件補償にご協力いただき、仮換地先が整備できるまでの間、事業用地として活用させていただくものです。



☆ その他

◎小谷場台地には小谷場貝塚遺跡があり、土木・建築工事等に伴い発掘調査をする必要があります。(問合せ先:文化財課048-271-9573青木三丁目分室内)

◎区画整理に関する相談・質問がありましたら事務所までお問合せください。

